

◆◆◆登録票書換え交付申請について◆◆◆

- ◎ 申請手数料：2,400 円（現金）
- ◎ 提出部数：1 部（写しを取って、控えを保管してください。）

1. 登録票書換え交付申請について

登録票の記載事項に変更があった場合には、次の書類を添えて書換え交付申請を行うことができます。ただし、営業所、店舗の移転に伴う所在地変更及び営業者の変更の場合は新規の登録申請が必要です。

1－1 登録票書換え交付申請に必用な書類

- ① 登録票書換え交付申請書（毒物及び劇物取締法施行規則 別記第 12 号様式）
- ② 登録票（原本）紛失した場合は紛失理由書
- ③ 変更事項を証する書類

1－2 登録票書換え交付申請書の記載上の留意点

- (1) 登録番号及び登録年月日は、登録票と照合し正確に記載すること。
登録年月日は、登録票に記載されている有効期間の開始年月日であること。
- (2) 店舗（営業所）の所在地及び名称欄には、変更後の所在地及び名称を記載すること。
- (3) 変更内容の事項欄には、変更があった申請者の住所（法人にあっては本社住所）、氏名（法人にあってはその名称）、所在地の住居表示、店舗（営業所）の名称を具体的に記載すること。
- (4) 変更年月日は、現に変更があった日を記載すること。
- (5) 申請年月日は、提出日を記載すること。
- (6) 住所及び氏名は、変更後の住所及び名称を記載すること。

1－3 変更事項を証する書類の種類

- (1) 氏名変更（例：改姓）の場合には、戸籍謄本若しくは抄本。
- (2) 法人の名称又は主たる事務所の所在地の変更の場合には、登記事項証明書。
- (3) 住居表示変更の場合には、市区町村長が発行する住居表示変更証明書。（この場合、書換え交付申請手数料は無料です。）

2. その他の留意事項

- (1) 登録申請時に住所・氏名等を誤って申請し、後日これらの事項を訂正するために書換え交付申請を行う場合は、申請に誤りがあった旨の理由書を添付すること。
- (2) 住居表示変更を毒物劇物販売業登録更新申請時に行う場合は、登録更新申請書に新しい住居表示を記載し、備考欄にその旨を明記すれば、登録票書換え交付申請を行う必要はありません。